

明るい笑顔 豊かな老後

社会福祉法人 会津長寿園

〒965-0825 会津若松市門田町大字黒岩字五百山丙459番地の3

養護老人ホーム会津長寿園・短期入所生活介護事業所

(指定特定施設入居者生活介護事業所) 電話(0242)27-1797 FAX(0242)27-6250

指定居宅介護支援事業所 電話(0242)38-4733 FAX(0242)38-4766

デイサービスセンター 電話(0242)38-4720

訪問介護事業所 電話(0242)36-5520 FAX(0242)36-5578

会津若松市若松第3地域包括支援センター

電話(0242)38-3090 FAX(0242)38-3091

ホームページ <http://www.choujuen.or.jp>

「社会福祉法人会津長寿園」の紹介と沿革

■会津長寿園の紹介

- ・養護老人ホーム(定員150名)個室
- ・特定施設入居者生活介護
- ・短期入所生活介護(6室)個室
- ・通常規模型通所介護 利用人数30名／日
- ・認知症対応型通所介護 利用人数10名／日
- ・居宅介護支援事業所
- ・若松第3地域包括支援センター
- ・訪問介護事業

■基本理念

社会福祉法人会津長寿園では、利用者第一の
つねに優しく、安らぎと潤いにあふれる
サービスの提供に努めます。

■沿革

- ・昭和3年12月20日 御大典記念事業として若松市共済会を創立。
- ・昭和7年6月1日 会津若松市滝沢町113番地に同潤舎開設。
- ・昭和7年8月1日 救護法による救護施設認可。
- ・昭和25年2月21日 財団法人設立認可。
- ・昭和25年12月11日 生活保護法第41条第2項の規定による施設設置認可。
- ・昭和26年4月 増築定員50名。
- ・昭和27年1月28日 財団法人会津養老院と改称。
- ・昭和27年4月4日 社会福祉法人に組織変更認可。
- ・昭和29年6月8日 社会福祉法人会津養老院と改称。
- ・昭和31年4月1日 増築 定員80名。園舎300坪67。
- ・昭和33年11月8日 診療室、静養室整備、定員60名。
- ・昭和37年9月8日 定員70名。
- ・昭和38年3月31日 移転新築第一期工事着工。
- ・昭和38年4月20日 第一期工事完了。
- ・昭和38年6月20日 旧施設より移転。定員75名。
- ・昭和38年11月30日 第二期工事着工。
- ・昭和40年4月10日 第二期工事完了。定員150名。
- ・昭和43年10月31日 会津長寿園と改称。
- ・平成6年11月13日 静養室及び診療室増築工事完了。
- ・平成6年12月1日 新園舎に移転(定員150名・敷地14,237.22m²)
- ・平成7年7月3日 短期入所生活介護(ショートステイ)開所。
- ・平成12年3月13日 通所介護(デイサービスセンター)開所。
- ・平成14年7月5日 指定居宅介護支援事業所開所。
- ・平成18年4月1日 社会福祉法人50周年記念式典開催。
- ・平成18年10月1日 地域包括支援センター開所。
- ・平成18年10月1日 指定特定施設入居者生活介護事業所開所。
- ・訪問介護事業所開所。

養護老人ホーム(ショートステイ事業)

完全個室でプライバシーが守られ、誰にも
気兼ねすることなくゆったりとした生活ができます。



養護老人 ホームの 1日の流れ



クラブ活動

スポーツクラブ、カラオケクラブ、図書クラブ、書道クラブ、輪投げクラブ、散策クラブ、お達者クラブがあり、自由に参加できます。



行事紹介

季節ごとに観桜会、盆踊り、敬老会、新年会、初釜、ダンゴさし、豆まきなどの行事も行います。

デイサービス事業

利用対象：会津若松市に居住する方で、要介護認定を受けた方

手 続：利用を希望される方は、各居宅支援事業所（ケアプラン作成者）にお申し出てください。

利 用 料：介護度によって異なりますが、1割負担の
ほかに昼食・おやつ等の費用がかかります。
(詳しくは、ケアプラン作成者におたずねください。)



機械浴室



利用者日課表

時 刻	サ ー ビ ス 内 容
8 : 20	(月・火・水・木・金) ・送迎車出発
9 : 20	・デイサービスセンター到着 ・健康チェック 血圧・脈拍・体温測定 ・入浴開始
11 : 45	・昼食
12 : 30	・休養
13 : 30	・機能回復訓練 ・日常生活支援
14 : 00	・余暇活動
15 : 00	・ティータイム ・今月の歌 諸連絡・帰宅の準備
15 : 40～	送迎車出発

事業の概要

■養護老人ホーム150名

原則65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が入り、様々な生活の援助を受けながら、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう支援していく施設です。

平成18年度の制度改正により、入所者が要介護（要支援）状態となった場合には、介護保険制度を活用し、その方の要望を十分お聴きしながら、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

この施設への入所は、市町村による措置の決定に基づいて行われます。

本人の所得又は扶養義務者の税額の状況に応じて費用負担があります。

■短期入所(ショートステイ)6室(個室)

短期間入所する利用者に、日常生活上必要な介護や生活援助を行い、利用者の心身機能の維持、更には、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。

料金は、介護保険の場合、1割自己負担ですが、食費・居住費は自費となり、その金額は、利用者の属する世帯の収入により異なります。

詳しくは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、又は、当園まで、お問い合わせ下さい。

■通常規模型通所介護(デイサービス)利用人数1日30名

在宅で生活されている寝たきりや虚弱な高齢者をリフトバス等で送迎し、デイサービスセンターにおいて、看護師による健康チェック、入浴、栄養バランスのとれた昼食、歩行練習等の機能回復訓練、リハビリを兼ねたレクリエーションなどを行う日帰りのサービスを提供いたします。なお、要支援1・2の方には、アクティビティ等のサービスも提供いたします。

■認知症対応型通所介護(デイサービス)利用人数1日10名

通常規模型通所介護と同様のサービスを提供いたしますが、主に認知症のために介護が必要な方が利用の対象となります。

■指定居宅介護支援事業所

在宅で生活されている要介護者が、介護保険の各種サービスを受けるには、介護サービス計画（ケアプラン）が必要となります。

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、専門的知識を活用し、利用する方の要望に添って、要介護認定申請（更新）の代行やケアプランの作成等種々支援を行います。

■地域包括支援センター

高齢の方々が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるよう総合的な支援を行う拠点として各種事業を展開します。

この事業は、会津若松市からの委託を受け、当センターの保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネージャーがチームを組み、その専門的知識、経験を活かしながら、高齢者を総合的に支援していきます。

地域包括支援センターの事業としては、介護予防ケアプランの作成、高齢者に関する様々な相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用等の権利擁護事業がその主なもので。

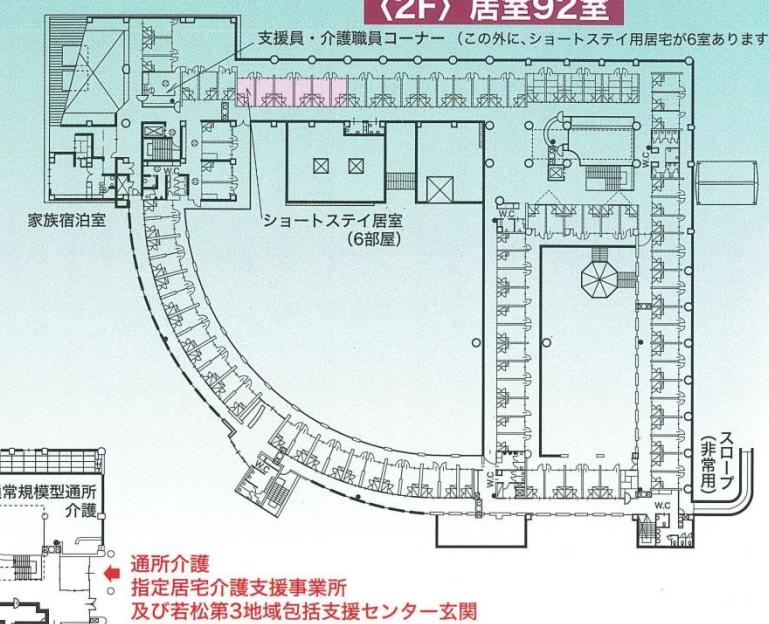
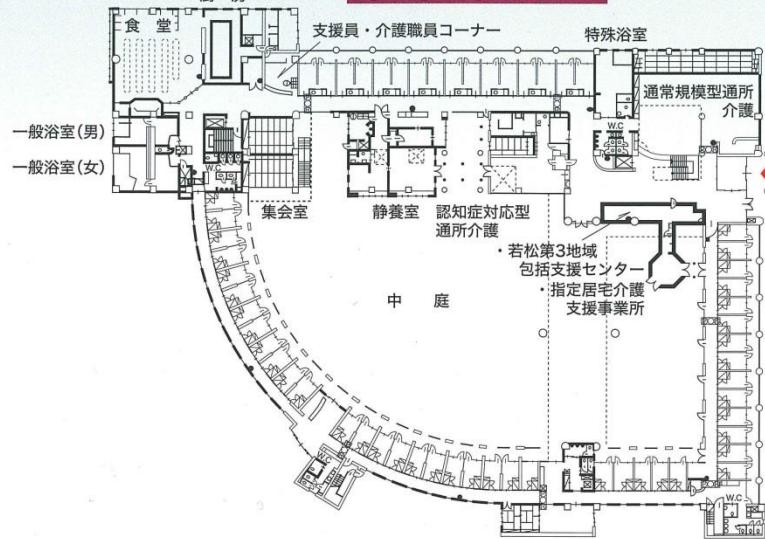
■訪問介護事業

要介護、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅とみなされるようになった養護老人ホームの入所者に対しても、その方の心身の状況にあったサービスの提供を行います。



〈1F〉 居室58室



〈2F〉 居室92室



施設設備内訳

(1)施設の規模及び構造

ア	敷地面積	14,237.22m ²
イ	建物の面積	6,313.28m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造・3階建
	完全個室	